

発委第 2 号

八雲町議会会議規則の一部を改正する規則

上記の議案を、別紙のとおり八雲町議会会議規則（平成 17 年八雲町議会規則第 1 号）第 13 条第 2 項の規定により提出します。

令和 3 年 6 月 7 日

提 出 者

議会運営委員会委員長 千 葉 隆

八雲町議会議長 能登谷 正 人 様

別紙

八雲町議会会議規則の一部を改正する規則

八雲町議会会議規則（平成17年八雲町議会規則第1号）の一部を次のように改正する。

現行	改正後
（欠席の届出） 第2条 議員は、<u>事故</u>のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2 議員が出産のため出席できないときは、<u>日数を定めて</u>、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。 （請願書の記載事項等） 第87条 請願書には、邦文を用い、請願の趣旨、提出年月日、<u>請願者の住所及び氏名</u>（法人の場合には、<u>その名称及び代表者の氏名</u>）を記載し、<u>押印しなければならない</u>。 2 及び 3 略	（欠席の届出） 第2条 議員は、<u>公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由</u>のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2 <u>前項の規定にかかわらず</u>、議員が出産のため出席できないときは、<u>出産予定日の6週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして</u>、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。 （請願者の記載事項等） 第87条 請願書には、邦文を用い、請願の趣旨、提出年月日<u>及び請願者の住所</u>（法人の場合には、<u>その所在地</u>）を記載し、<u>請願者（法人の場合にはその名称を記載し、代表者）が署名又は記名押印しなければならない</u>。 2 及び 3 略
備考 改正部分は、下線の部分及び太線で囲まれた部分である。	

附 則

この規則は、公布の日から施行する。